

# 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要領

平成23年5月2日付け23農振第 316号  
最終改正 平成26年4月1日付け25農振第2263号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長  
北 海 道 知 事

} 宛て

農林水産省農村振興局長

## 第1 事業の実施

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業（以下「本事業」という。）の実施の取扱いに関しては、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第315号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第2 東日本大震災償還助成事業の対象となる事業及び負担金

1 要綱第3の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 国営土地改良事業
- (2) 独立行政法人水資源機構事業
- (3) 独立行政法人森林総合研究所事業
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
- (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業

2 要綱第3の農村振興局長が定める受益者負担金とは、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業の受益者負担金
- (2) 対象事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

## 第3 事業地区の要件

要綱第3の農村振興局長が定める要件は、対象事業の地区について、被災した農用地又は対象事業により造成された施設等の災害復旧事業及びその関連事業が次のいずれかの適用を受けていること。ただし、東京電力福島原子力発電所周辺の避難指示解除準備

区域等内の対象事業の地区については、要綱第8の審査委員会において本事業の対象とすることが適当と認められる場合はこの限りではない。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号
- (7) 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第2項又は第3項

#### 第4 東日本大震災償還助成計画の作成

- 1 要綱第7の東日本大震災償還助成計画の様式は、別紙様式第1号によるものとする。
- 2 土地改良区（要綱第3の土地改良区をいう。以下同じ。）が東日本大震災償還助成計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、事業の申請を行う一の土地改良区を定め、当該計画を作成するものとする。

#### 第5 他事業との関連

農家負担金軽減支援対策事業（農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及び担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）を実施している事業地区も本事業の対象とすることができる。

#### 第6 実績報告

要綱第10に基づく実績の報告については、別紙様式第2号によるものとする。

#### 第7 助成

要綱第12の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 1 東日本大震災償還助成金（要綱第3の東日本大震災償還助成金をいう。）
- 2 本事業の実施に必要な事務費
  - (1) 賃金
  - (2) 報償費
  - (3) 旅費

- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費

**附 則**（平成23年 5 月 2 日付け23農振第316号）  
この通知は、平成23年 5 月 2 日から施行する。

**附 則**（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2263号）  
この通知は、平成26年 4 月 1 日から施行する。